

岩手県告示第225号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
医療法人友愛会 盛岡友愛病院	盛岡市永井12地割10番地	平成33年3月16日
医療法人社団 高松病院	盛岡市館向町4番8号	平成33年3月16日